

民生委員・児童委員名簿(敬称略・任期:12月1日～令和7年11月30日)

地区	担当地区	氏 名	電話番号
富岡	1-1	青柳政彦	
	1-2	大小原セツ子	
	2-1	新木由美子	
	2-2	高橋幸子	
	3-1	小林浩司	
	3-2	長岡富士雄	
	4	落合美紀子	
	七日市東-1	佐俣浩	
	七日市東-2	高野賢一	
	7	三浦由紀子	
	中央1	吉井里子	
	中央2	小島よし子	
	10	山田清美	
	11	吉川妙子	
	12	入山満子	
	城町	矢野間嘉世子	
	仲町1	篠原輝江	
	仲町2	今井勇	
	仲町3	塩原美佐子	
	仲町4	宮澤八重子	
	17	三田喜代美	
	18-1	餅原則江	
	18-2	横尾恵子	
	19	勅使河原一恵	
	20-1	松本裕美	
	20-2	高橋かつ江	
黒岩	曾木-1	平井京子	
	曾木-2	阪本明美	
	田篠-1	引野とし江	
	田篠-2	金田明子	
一ノ宮	君川	茂木百合子	
	星田	吉岡明	
	25	諏訪公子	
	26	高橋久	
高瀬	上黒岩	田中誠	
	下黒岩西	飯塚幸枝	
	下黒岩東-1	齋藤良夫	
	下黒岩東-2	横山八重子	
	一ノ宮-1	茂木一郎	
	一ノ宮-2	田島真実子	
	一ノ宮-3	石田香	
	一ノ宮下-1	岩井礼子	
	一ノ宮下-2	清水一八	
	宇田-1	豊田千造	
高瀬	宇田-2	神戸良治	
	宮崎	小須田博男	
	神農原-1	黒澤多栄子	
	神農原-2	小林則子	
	田島	廣澤裕子	
	大島	齋藤治一	
	上高瀬	高橋美智子	
	横瀬-1	新井久代	
	横瀬-2	並木和夫	
	桐淵	新部祐子	
高瀬	桐淵東-1	田中美千子	
	桐淵東-2	小松順子	

地区	担当地区	氏 名	電話番号
高瀬	中高瀬	石川左代子	
	下高瀬-1	吉田喜代子	
	下高瀬-2	白石久恵	
	内匠	堀越一美	
	長久保	熊澤敏幸	
額部	芝宮	黒沢博	
	野上上	今井泰雄	
	野上下	福田栄治	
	岩染	田中としみ	
	南後箇-1	齋藤かをる	
小野	南後箇-2	星野照代	
	浅香入	齋藤千江子	
	上岡本	佐々木千鶴子	
	下岡本	佐々木千代治	
吉田	上高尾	松本千恵子	
	下高尾	浅香まり子	
	藤木	白石弘実	
	桑原	河合康子	
	小桑原	根岸典男	
丹生	相野田	白石義行	
	白岩	白石昭夫	
	後賀	森本隆英	
	蕨	新井将	
	南蛇井上	須藤芳雄	
妙義	南蛇井中	大河原みや子	
	南蛇井下	船越千鶴	
	中沢	小瀬信代	
	蚊沼	恩田登	
	神成	梅澤進	
主任児童委員	上小林	武田幸枝	
	上丹生八幡	吉本妙子	
	上丹生上	大塚春樹	
	下丹生品川	田島美枝子	
	下丹生東	大塚明彦	
高瀬	原	黛俊和	
	本村	渡邊悦男	
	新光寺	本多はつ子	
	伏見-1	山田雅幸	
	伏見-2	須藤京子	
高瀬	高木-1	清水孝子	
	高木-2	小島一巳	
	白雲-1	神戸勝	
	白雲-2	新宮勝次	
	金洞	田村昭子	
高瀬	金鶏	田村久子	
	富岡	荻野多美子	
	富岡	山室良江	
	黒岩	齊藤泰子	
	一ノ宮	金田慶子	
高瀬	高瀬	小須田理恵	
	額部	高橋玄子	
	小野	神宮優子	
	吉田	上原薫	
	丹生	未定	
高瀬	高田	服部文江	
	妙義	田子美佐江	

こんな悩みはありませんか？

- ▼高齢のため、何かあったときに不安
- ▼近所の家に何日分も新聞がたまっている
- ▼子育てのことで相談できる人がいない
- ▼近所の家の怒鳴り声と子どもの泣き声がすごい
- ▼生活が困窮している
- ▼ひきこもりの家族のことで、将来が心配
- ▼災害発生の際、避難の手助けがほしい
- ▼いろいろ困りごとがあるけど、相談先が分からない…など。

こうした悩みに対して、民生委員・児童委員は必要な支援につなぎ、ネットワークで皆さんを支えます。自分のこと、近所のこと、何か困ったことがあれば、ひとりで悩まずに相談してください。

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。また、児童福祉法に定める児童委員も兼ねています。非常勤の地方公務員で任期は3年。障害者、高齢者、児童、生活困窮者、医療、保健など多岐にわたる地域福祉の相談に応じます。

※民生委員・児童委員には、法による守秘義務（職務上知った秘密を守るべきこと）があります。相談内容が他の人に伝わることはありません。安心して相談してください。

問い合わせ
福祉課（☎内線1132）

地域の身近な相談相手
民生委員・児童委員

活動内容

■地域での身近な相談相手
生活上で困っている人のために、地域で暮らす身近な相談相手です。相談内容に応じて、関係機関への「つなぎ役」になります。

■声掛けや見守りで地域での孤立をなくす
支援が必要な人を把握し、問題があればすぐに支援ができるようにしています。日常的に声掛けや見守りを行い、日常生活で何か変化があったときは、各種福祉制度の利用をすすめ、関係機関につなぎます。

■住民の安全・安心な暮らしを守る
もしものときに備え、「安心カード」の作成を呼び掛けています。これは支援を必要とする人の緊急連絡先・持病・常用薬などを記入したカードを専用のケースに入れて冷蔵庫に保管し、緊急事態が発生した場合にいち早く対応できるようにする物です。

また、悪質商法への注意喚起、夏季の熱中症予防のための呼び掛けも行っています。

■災害に備えた取り組み
災害時に自力での避難が難しい高齢者や障害者を把握し、各地区の要支援者を取りまとめて地域での支援体制づくりに協力しています。